

## 大会発表に関する内規

2020年2月23日

常任理事会決定

2020年5月3日

一部変更・常任理事会決定

- ・日本音楽教育学会第51回大会における研究発表は「口頭発表」のみとする。
- ・発表資格は、大会開催年度の5月末日迄に当該年度までの会費を納入している正会員・特別会員、及び名誉会員が有する。また、発表応募要領に示された期日までに発表申し込みを完了していることが必要である。
- ・研究発表の内容は、大会発表時に未発表の研究でなければならない。
- ・「口頭発表」は、「大会プログラムへの要旨の掲載」「所定の時間での発表」「個別討論への参加」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。
- ・発表タイトル及び内容は、大会プログラムに掲載した要旨と同一のものでなければならない。申し込み後の変更は一切認められない。
- ・筆頭発表者がやむをえない理由で発表ができなくなった場合、事前に学会本部の承認を得て連名発表者（他の発表で筆頭発表者となっていない者）が筆頭発表者となることができる。事前の届け出がない場合や連名発表者が応募件数制限を越える場合、学会本部の承認がない場合は、発表は無効となる。
- ・発表に使用する言語は、日本語または英語とする。
- ・当日無断で欠席した場合、「発表取り消し」となる。事前に欠席を届け出た場合は「発表取り下げ」となる。なお、本内規に違反した場合も「発表取り消し」となることがある。

以上